氏　　　　名	澁川　優太（シブカワ　ユウタ）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	人博　第128号
学位授与の日付	平成30年3月25日
課程・論文の別	学位規則第4条第1項該当
学位論文題名	カントの実践哲学と目的論　―「意志に従う自然」と「目的論的自然」、そしてその連関をめぐって
論文審査委員	主査　教　授　石川　求
	委員　准教授　木田　直人
	委員　教　授　御子柴　善之

【論文の内容の要旨】

小論が目指すのは、カント（特に批判期）の実践哲学と目的論との連関を明らかにすることである。言い換えると、『実践理性批判』と『判断力批判』（特に後半部の「目的論的判断力の批判」）の内容的連関を明らかにすることである。つまり前提される形式的な体系、例えば、三分節される心の能力（認識能力、快・不快の感情、欲求能力）のうちに両者をしかと位置づけることが目指されているわけではないし、あるいは形式的に区別される三つの上級認識能力（理性、悟性、判断力）に両者をしかと対応させることが目指されているわけでもない。両者があたかも結びつくべくして結びつくような内容的連関を明らかにする。

さらに、確かに両者の連関を探るが、『実践理性批判』に目的論を透かして見るわけではなく、『判断力批判』に実践哲学を透かして見るわけでもない。小論がまず問題とするのは、カントにおいて実践哲学が実践哲学である所以であり、目的論が目的論である所以である。確かに、この問題は両者において互いに独立にありうる。しかし、小論ではこの問題へのアプローチに関して共通の方向性をもつ。それは、実践哲学においても目的論においても、感性的直観に制限されない「自然」の可能性を求めるということである。前者においては「意志に従う自然」であり、後者においては「目的論的自然」である。感性的直観に制限されない（つまり、単なる現象ではない）とはいっても、これらの自然は、単に現象の向こう側におかれるような、人間には認識不可能な自然ではない。人間にとって現実に可能な自然である。

これらの自然を可能にするのは、概念の非理論的な使用である。つまり、狭義の認識あるいは経験における感性的直観の対象への適用とは異なる概念の使用である。このような概念の使用が認められるのは、実践哲学においては「純粋実践理性」の「道徳法則」による「意

志規定」においてであり、目的論においては「(客観的）合目的性」を原理とする「反省的判断力」による有機体における「自然目的」の判定においてである。これらの概念の使用において把握されるのは、前者においては「自由な意志の主観」であり、後者においては感性的直観の形式のもとでは描出不可能な「客観（自然における)」としての「自然目的」である。これらの概念の使用こそが、カントにおいて実践哲学と目的論を可能にするものでもある。そして、この実践の主観によって形成されるのが「意志に従う自然」であり、この自然目的としての客観によって「目的論」を可能にする観点から、理論的認識の対象としての自然をみることができる。前者は道徳法則のもとにある超感性的自然であり、後者は直観的悟性との関係におかれる自然である。

このようにして可能である「意志に従う自然」と「目的論的自然」の連関を探る。この連関は、自由な意志の主観が知的直観（直観的悟性の認識）の客観であると考えられることによって明らかになる。そのことによって、意志に従う自然において自由である主観が、自然においては直観的悟性の究極目的、つまり客観であることが示される。それゆえ、自由な意志の主観として「意志に従う自然」を形成することは、自然において直観的悟性の客観として「目的論」的に行為することに他ならない。このことによって、カントの実践哲学と目的論の連関が明らかにされる。